

希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン

平成 27 (2015) 年 3 月

(平成 28 年 (2016) 年 3 月改訂)

三 重 県

「子どもは、一人ひとりかけがえのない存在である。」

三重県子ども条例はこの一文で始まります。子どもの笑顔で、保護者はもちろん、周りの大人も幸せな気持ちに包まれます。子どもは「社会の宝」、「私たちの未来」です。

結婚や妊娠、出産などについては、個人の考え方や価値観が尊重されることが大前提であり、誰かに強制されるものではありませんが、「みえ県民意識調査」によると、県民の多くは結婚を望み、子どもを持ちたいと願い、子どもを持つことは豊かな人生につながると考えています※。

しかし、同調査によると、理想の子どもの数が2.5人に対し、実際の子どもの数は1.6人ととどまっています。また、20歳代の未婚者で9割を超える方が「いずれ結婚するつもり」と回答しているにもかかわらず、50歳時の男性の未婚率は16%を超えており、結婚や出産について理想と現実のギャップが生じていると言えます。

インターネットの普及や生活スタイルの変化などにより、子どもを取り巻く環境は以前よりも複雑かつ多様化しており、いじめや不登校、ひきこもり、若年無業者などの問題への対応が引き続き求められています。

また、社会環境の変化を背景に、家族のあり方が多様化し、地域社会における人間関係が変容するなかで、児童虐待の相談対応件数は1,117件で過去最多となっています。

さらに、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は平成24年時点で16.3%と先進国の中でも深刻な状況となっているなど、子どもたちにかかわるさまざまな問題が顕在化しています。

このような状況をふまえ、三重県では、結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重をめざすため、「希望がかなうみえ子どもスマイルプラン」を策定しました。

県民の皆さん、『『幸福実感日本一』の三重』を創るため、「出逢いたい」、「産みたい」、「育てたい」の希望がかない、子どもたちの笑顔や子育ての喜びあふれる地域社会づくりに向けて、力を合わせて取組を進めていきましょう。

平成27年3月

三重県知事 鈴木英敬

※「子どもをもつことは豊かな人生につながると思いますか」の質問に対して「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の回答を合計した割合は84.1%、「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」の回答を合計した割合は6.3%（第2回みえ県民意識調査、平成25年1～2月実施）。

(参考1) 計画の位置づけ

本計画は、平成24(2012)年度からのおおむね10年先を見据えた県の戦略計画「みえ県民カビジョン」の基本理念である「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」をふまえて策定するもので、取組項目の一部が重複するとともに相互に関連する以下の計画を一体化した計画です。

(1) 少子化対策計画

平成26年2月に策定した「三重県地域少子化対策強化計画」は、平成26年度単年度の計画であり、国においても平成27年3月に「少子化社会対策基本法」に基づく新たな「少子化社会対策大綱」が策定されるなど、少子化対策を重要な課題として捉えていることから、少子化対策全般に関する中期的な計画として策定。

(2) 次世代育成支援対策推進法第9条第1項に規定される都道府県行動計画

平成26年4月に改正された「次世代育成支援対策推進法」をふまえ、子どもや子育て家庭をささえあう地域社会づくりについて定めた「第二期三重県次世代育成支援行動計画」(平成22年度～26年度)を改定。

(3) 子ども・子育て支援法第62条第1項に規定される都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

子ども・子育て支援新制度が平成27年度から本格施行されるのに向けて、幼児期の学校教育・保育、子育て支援サービスの需要及びそれらの確保方策等について策定。

(4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項に規定される自立促進計画

平成26年10月に改正された「母子及び父子並びに寡婦福祉法」による父子家庭に対する支援の拡充や平成26年8月に策定された「子供の貧困対策に関する大綱」の内容等をふまえ、「第二期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」(平成22年度～26年度)を改定。

(参考2) 平成27年度に実施した計画の改訂について

県では平成27年度に、「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」や「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「三重県子どもの貧困対策計画」を策定したところであり、これらの計画の内容をふまえて、本計画について、取組内容の充実や新たな目標の設定等の改訂(バージョンアップ)を行いました。

(改訂した主な内容については、巻末の参考資料をご参照ください)

目次

第1章	計画のめざすべき社会像等	1
第1節	めざすべき社会像	1
第2節	計画推進の原則	2
第3節	計画目標	4
第2章	ライフステージ毎の取組方向	7
第1節	子ども・思春期	8
第2節	若者／結婚	12
第3節	妊娠・出産	14
第4節	子育て	15
第5節	働き方	20
第3章	県民の意識の高まり、環境の整備等	21
第4章	重点的な取組	27
第5章	計画を推進するために	69
附属資料1	三重県子ども・子育て支援事業支援計画	
附属資料2	第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画	
参考資料		

